

Glocal Tenri

月刊 グローカル天理 Monthly Bulletin Vol.26 No.3 March 2025

天理大学 おやさと研究所 Oyasato Institute for the Study of Religion, Tenri University



3

CONTENTS

- ・ 巻頭言
AI 時代への戸惑い
／井上 昭洋 1
- ・ 天理教の異文化伝道と「文化」の「翻訳」
(16)
ヨーロッパにおける天理教の伝道の諸相⑤
／加藤 匡人 2
- ・ 台湾の社会と文化—天理教伝道史と災害民族誌 (24)
戦後山名大教会の台湾伝道の復興
／山西 弘朗 3
- ・ イスラームから見た世界 (33)
世界神学とは③—変わりゆく時代と宗教—
／澤井 真 4
- ・ 日本占領期の香港—植民地研究の視点から— (2)
日本による植民地統治の原型：「新領土」台湾の統治
／山本 和行 5
- ・ ニューヨーク通信 (23)
第2次トランプ政権始動
／福井 陽一 6
- ・ 2024 年度公開教学講座要旨：『逸話篇』に学ぶ (10)
第6講：144「天に届く理」
／中西 光一 7
- ・ おやさと研究所ニュース 8
第374回研究報告会（1月20日）／
2024年度おやさと研究所 特別講座
「教学と現代」

巻頭言

AI 時代への戸惑い

おやさと研究所長 井上昭洋 Akihiro Inoue

昔は教祖の墓前で十二下りのておどりを踊る人もいたと前号で述べた。おたすけをする中で、どうしても助かってもらいたいという必死な思いからお墓地に足を運び、教祖の墓前で十二下りを踊る布教師もいたのである。今日でもお墓地でておどりをする人がいるかもしれないが、そもそもそこで踊ることは適切なのだろうか。必死の思いで手を振る人を批判するものではないが、少し考えてみたい。

結論から言えば、教祖の墓地の周辺で十二下りのておどりを踊ることは、一般的には行われておらず、適切ではないだろう。ておどりは通常、教会本部の神殿や各地の教会で行われるものである。しかし、もし特別な事情で教祖の墓地の周辺でておどりを行う必要がある場合は、以下の点に特に注意をする必要がある。まず、「これは、理の歌や。理に合わせて踊るのやで。」という教祖の教えを心に留めること。さらに、ておどりは教祖の教えを具体的に説明したものであるため、各下りの意味をしっかりと理解しておくことが大切だ。また、墓地周辺の静寂を乱さないように十分に配慮し、他の参拝者の参拝の妨げにならぬよう注意しないといけない。もちろん、墓地管理者に事前に許可を取る必要があるし、墓前ではなく、墓地周辺の適切な場所を選ぶべきだろう。以上の点に注意しながら、ておどりの本来の意味を尊重し、勤めるべき場所について考えなければならない。また、教会本部で行われる「ておどりまなび」のような公式の場での実施が最も望ましいことを忘れるべきではないと思う。

以上、教祖の墓地で十二下りのておどりを踊ることについての意見を述べてみたが、それを述べたのは私ではなく AI ツールの Perplexity である。私は教祖の墓前で十二下りのておどりを踊る際の注意点を尋ねただけで、それに対する Perplexity の回答に少し手を加えて読みやすくまとめたのが上の段落の文章だ。その回答に同意できる点はあるが、私

が独力で考えたコメントは何一つ入っていない。この回答文は私が少し手を入れたが、この数年間で文章生成 AI ツールは飛躍的な進歩を遂げ、ネット上の膨大なデータを瞬時に収集した上で、人間が書く文章と区別がつかない自然な文章を生成できるようになった。

文章生成 AI には、chatGPT、Gemini、Perplexity や Claude などがある。それぞれ得意分野があって、既に使い分けて活用している人も多いと思う。おそらく 2,000 字程度のエッセイであれば、トピックに関する具体的な情報を入力してどのようなエッセイを書いて欲しいか命じれば、文章作成が得意な AI なら完成原稿を即時に（20 秒程度で）出力してくれるはずだ。一般に読書量の多い人は文章を書くことが上手であると言える。豊富なインプットは優れたアウトプットを保証するのである。AI はそれをネット空間で実現しており、その情報取得能力を考えれば、生身の人間ではとても太刀打ちできそうにない。しかし、報告書や企画書といったビジネス文書はともかく、個人の思いや考えを伝える文章まで AI ツールに頼りきって書いて良いものなのかどうか少し戸惑う。

さて、教祖の墓前で十二下りのておどりを踊っても良いかどうか Claude に質問してみた。以下がその回答（未修正）である。

ておどりはおやさの御存命中からの神の教えを表現する神聖な踊りであり、教会本部や布教所など、定められた場所で行うことが一般的です。教祖の御墓前は参拝と静かな祈りの場とされており、ておどりを踊ることは適切ではないと考えられます。実際の参拝方法について確信が持てない場合は、天理教会本部や所属する教会の先生方に具体的な作法をお尋ねすることをお勧めします。

教会本部や教会の先生方は、この質問について自分で答えを用意しておかねばならぬようだ。まだ人間の方が優れた分野があるようで少しほっとした次第である。

ヨーロッパにおける天理教の伝道の諸相⑤

天理日本語学校設立のねらいと社会的背景

今回は、前回(2025年1月号)で触れた天理日本語学校を始めた理由について、当時のフランス社会の文脈を眺めながら見ていきたい。

天理日本語学校は、「勤労者のための夜間の日本語学校」として始まっている(天理教ヨーロッパ出張所 1992:111)。ヨーロッパ出張所の記録や鎌田親彦の説明によれば、日本語学校を始めた理由は大きく分けて6つになる。それを筆者の言葉でまとめるならば、①日本に関心を持つ人々との接点づくり、②長期間にわたる人間関係の構築、③教員の社会的立場と信用、④社会人向けの本格的な日本語学校の不在、⑤天理大学選科日本語科からの教師派遣の期待、⑥フランスにおける日本文化受容や日本語学習需要の高まりである(以下は、別に注記のない限り、鎌田 2013、および鎌田親彦へのインタビュー、2014年11月11日を基に記述)。

①については、日本語学校は「最も真剣に日本との接触を希望している人々を最も広範囲に吸収できる」(天理教ヨーロッパ出張所 1992:111)というねらいがあったとされる。これは、日本語学校に限らず天理日仏文化協会の活動全体にも言えることであろうが、殊に日本語の習得を目指すほどの人であれば日本への関心も強いであろうという考えが前提にあるように思われる。

②は、「長期間にわたる人間的なつながりが期待できる」(同上:111)ことである。これについては、言語を習得するには何年もかかることが関係している。前回に、お茶やお花では趣味や習い事で終わってしまうため長続きしないということに触れたが、まさにその点を克服することのできる選択肢であったと言える。

③は、教師の持つ社会的立場の高さが関係している。鎌田曰く、教師はたとえ年齢が若くても、また社会的地位がなくとも、教室の中では先生と生徒の関係で立場が上になることが出来る。これは、同じ国出身の者同士の間ではそこまで意識されないかもしれないが、フランスでは外国人である日本人教師にとっては、社会的信用を得る上で大きな意味があっただろう。

④については、当時のフランスにおける日本語教育機関の状況が関係している。鎌田の回想によれば、当時は日本人子弟向けの塾と外国人向けの個人レッスンをしている所が数カ所あったのみで、民間の本格的な日本語学校はまだなかったという。実際に、1970年発行の『世界の日本語教育機関一覧』を見ると、当時フランスで日本語教育に携わる機関は7カ所あるのみで、その内訳は、パリ日仏協会(1カ所)、日本の高校に相当するリセ(2カ所)、そして現在の国立東洋言語文化学院(INALCO)を含む高等教育機関(4カ所)である(出版文化国際交流会 1970:64-65)。高校は当然ながら、高等教育機関についても、日中に仕事をして夜間に日本語学習をするような社会人には向かなかったであろう。また、パリ日仏協会には受講者が35名いたとされるが、教師数が3名で学習時間も週4時間(時間帯は不明)と限られていた(同上:

64)。そういった点からも、民間の社会人向けの日本語学校の設立は、フランスの日本語教育機関の中でも新たな試みであったことが窺い知れる。

⑤は、教員の供給源に関わる点である。天理大学の選科日本語科は、1958年に天理大学の附属教育機関として設立された日本語教育機関で、その目的は諸外国から来た留学生への日本語教育であった。修学は1年ないし1年6カ月の課程となっており、その後1981年に天理大学別科日本語課程として改組されてからは、修学年限が2年となっている(天理大学附属おやさと研究所 2018:668、677-678)。鎌田は、この選科からの教師派遣を見越していたとのことであるが、1971年5月の開校当初にはまだ派遣がなく、その年の2学期目の10月に1人派遣されたようである。選科からの派遣は、単に教員の数を確保するためだけではなく、教壇に立つ教師が天理の人間であることで、そこから生徒との人間関係を築いていくことがそのねらいにあったようである。

⑥は、フランスにおける日本文化や日本語学習への関心の高まりである。フランスにおける日本文化受容の端緒は、古くは1860年頃から1920年頃にかけてヨーロッパで興隆したジャポニスムまで遡ることが出来る(馬淵 1997:10-12)。鎌田によれば、日本語学校を立ち上げた時期は、フランスで禅仏教が流行り始め、日本文化全般の受容が高まり始めていた時期であったという。実際に、禅については、フランスに禅を広めたことで知られる弟子丸泰仙が1967年に渡仏し、翌年にはヨーロッパで最初の禅道場をパリのモンパルナス近辺に開いている(呉 2019:82)。また、日本語学習については、日本経済の発展に伴いフランスでも需要が高まりつつあったという(天理教ヨーロッパ出張所 1992:112)。実際に、国立東洋言語文化学院では、1970年～71年の年度に560名の履修登録者がおり、その数年後の75年～76年の年度には1,128名と倍増している(細川 1987:70)。その他にも、日本のアニメやマンガ等が後の年代に広まっていくが、天理日本語学校の立ち上げの頃には、これから高まっていく日本文化や日本語学習への熱がすでに肌で感じられていたのであろう。

[引用文献]

- 鎌田親彦「天理日仏文化協会創設の経緯」天理日仏文化協会関係者の集い講演原稿、2013年10月25日。
- 呉春美「フランスと禅―弟子丸泰仙の足跡を訪ねて―」『神奈川大学史紀要』4号、pp.59-87、2019年。
- 出版文化国際交流会編『世界の日本語教育機関一覧』出版文化国際交流会、1970年。
- 天理教ヨーロッパ出張所編『天理教パリ出張所20年史』天理教ヨーロッパ出張所、1992年。
- 天理大学附属おやさと研究所編『天理教事典 第三版』天理大学出版部、2018年。
- 細川英雄『パリの日本語教室から』三省堂、1987年。
- 馬淵明子『ジャポニスム―幻想の日本』ブリュッケ、1997年。

戦後山名大教会の台湾伝道の復興

日本人布教師の戦後初の渡台

前回(1月号)では、台湾伝道庁の三濱善朗8代庁長による戦後の台湾伝道復興のさまざまな活動について紹介した。三濱庁長は1967(昭和42)年1月26日のお運びで任命を受けた。当時、特に外国人の出入国に厳しかった台湾で、布教ビザを不思議なほどスムーズに取得し、同年8月15日に戦後の台湾庁長として初めて台湾の地を踏むことができた。そして、台湾伝道庁の建設や現地信者の育成などに尽力したのである。しかし実は、戦後初の庁長よりもずっと前に渡台した日本人布教師がいる。それが、後の嘉義東門教会3代会長をつとめることになった加藤勇であった。加藤勇は、台湾人信者のおたすけに情熱を注ぎ、「炎の女伝道者」と言われた加藤さん嘉義東門教会初代会長の孫にあたる。

加藤勇が戦後初めて渡台したのは1953(昭和28)年、戦後8年も経たない頃である。台湾では、新しい統治者となった中華民国政府と、日本統治を50年間経験した台湾人との間に、大きな亀裂が生じ、それが1949年の二二八事件によって暴力事件として顕在化した。政府は軍をもって民衆を抑え込むとともに、その後は戒厳令を敷き、政治的弾圧が始まっていた。多くの無実の知識人が投獄、処刑され「白色テロ」と呼ばれる暗黒の日々が続いていた。このような社会的混乱が続いている台湾に、日本人布教師の入国が許可されたことは特筆すべきである。この戦後初の日本人布教師の渡台について、当時の海外伝道部報でも以下のように報じられている。

終戦後初の渡台

台湾嘉義東門教会は会長加藤鍋吉氏引揚後教会の経営は原地人の手に継承され、維持せられて来たのであるが、七十年祭を控えての布教活動の展開に会長子息加藤勇氏の渡台を要望されていたが、今度念願が叶い五月三十日の飛行機で渡台された。本部布教師の台湾渡航は終戦後初めてのことである。

(1953年『海外伝道部報』6号13頁)

台湾での加藤勇招聘の陳情

嘉義東門教会2代会長加藤鍋吉の家族は、日本への引き揚げが不可避であることになるギリギリまでどうにか台湾に滞在し続けられるよう奔走していた。そのため、戦後台湾が日本の統治を離れ、中華民国となってから一日も早く再び台湾の地を踏みたいと熱望し、日本国内で渡台に向けた手続きを進めていたことは想像に難くない。しかし、その思いは台湾に多く残された現地人信者も同じであった。そこで嘉義の有力者であり弁護士の黄宗焜(1910～1997)が、1952(昭和27)年9月に台湾省政府民政庁長宛に加藤勇の招聘について陳情している。ちなみに黄宗焜は、加藤鍋吉会長が終戦後息子の勇に命じて、羅有本布教所長や汪高山と共に、法人教会の接収を止めてもらうよう中華民国政府に陳情する等の提案をしたメンバーの1人であった。つまり黄は、戦前から嘉義東門教会を支える教会関係者で、知識エリートの現地人協力者であった。彼は、後に台湾省臨時省議会議員や立法委員、嘉義県長(知事)を2期務めるなど、嘉義を代表する政治的有力者になる。

筆者は、この時の陳情書を10年ほど前に台湾の公文書デジタルアーカイブで発見したので、ここで紹介しておく。大まかな内容は以下のとおりである(原文中国語)。

お伺い

民国41(1952)年9月23日
於嘉義市太平街60号

日本籍布教師・加藤勇氏が来台し道理を宣揚し、教えを広めることについて

1. 当該の日本籍布教師・加藤勇氏は日本統治時代に嘉義市太平街54号(旧称嘉義市東門宮前町5丁目27番)の天理教責任者であった。
 2. 当該責任者は過去に地域において多くの貢献をしてきた。特に注目すべきは我が国が古より有する道徳・礼儀・廉恥を宣揚し本省(台湾省)の同胞たちの思想を反共の意志へ開化させ、頗る堅強にさせた。昔布教をしていた時から常に反共の重要性を説き、実に私たちと同じ反共抗ロシア戦線に立つ、有力な闘士の一人である。
 3. 今年10月は天理教大祭の日であり、一般の信男信女がこの祭を盛大に祝うのに合わせ、再び来台し布教、並びに反共抗ロシアの重要性を宣揚することは一挙兩得である。
 4. 以上、謹んで申し上げます。ご指示をお願いいたします。
- 台湾省政府民政庁長 殿

黄宗焜 印

当時の社会情勢を反映した貴重な史料と言えるだろう。当時、台湾当局が外国人の入国に関して最も懸念していたことは、外国からの思想的影響であったことが窺える。中国古来の道徳や礼儀などの文化を宣揚し、反共で反ソ連の思想の持ち主であり、われわれと同じ同胞であるから、天理教布教師が宗教的祭典に訪れることは一挙兩得であると主張している。そして実際に、この陳情が民政庁で処理され、翌年5月に加藤勇の戦後初の渡台が実現した。

山名大教会の台湾伝道復興と伝道庁復興のかかわり

さて、では戦後初めて渡台した加藤勇はどのような人物なのだろうか。彼は戦後の山名大教会の台湾伝道復興の最重要人物の1人と言っても過言ではない。そして、ひいては戦後台湾伝道全体にとっても大きな影響を与えた人物である。

というのも、実は三濱庁長が台湾に赴任し、伝道庁の仮事務所探しに尽力してくれたのは、山名大教会所属の陳居住と嘉義東門教会とつながりがあった黄宗焜(当時立法委員)であった。このうち陳居住は、1972(昭和47)年5月に天理教が全国規模の法人として中央政府(内政部)に認可された「財団法人中国天理教總會」を設立した時に初代董事長となった。この財団法人の董事長及び董事たちは、すでに1968年9月に台北市政府に財団法人として認可されていた「山名大教会台北市佈道所」の役員をそのまま横すべりさせたものであった。これは、すでに認可された財団法人の役員を新しく設立する財団法人の役員としてそのまま任命することで、政府による身元調査などで新たな問題が生じることを避けるためだったのであろう。さらに、財団法人が設立されてから新しい伝道庁の建物が完成するまでの間、法人の住所は山名大教会台北市佈道所に置かれた。この財団法人の設立は、天理教が台湾で中央政府(内政部)の認可を得ることで、政府の不当な抑圧を避けるためには不可欠であり、当時まだ戒厳令下にあった台湾では重要なことだった。その財団法人設立にあたって、台湾伝道庁に先行してさまざまな手続きや動きを展開していた加藤勇をはじめとする、山名大教会関係者による戦後台湾伝道復興の功績はとても大きいと言える。

[参考文献]

加藤勇(1968)「台湾の道(四) 嘉義東門教会(山名)」『フォルモサ』4号59-86頁。

世界神学とは③—変わりゆく時代と宗教—

天理大学人文学部准教授

澤井 真 Makoto Sawai

変わりゆく時代と宗教

入試シーズンが本格化している。日本では、2020 年以降、大学への入学希望者の総数が、全国の大学の入学定員総数を下回る「大学全入時代」を迎えたと言われている。公立高校の授業料無償化や、高等教育の修学支援新制度の充実など複数の要因があると思われるが、天理教の管内学校を入学先として考える保護者や子弟子女が減少傾向にある。

また、日本は少子高齢化社会にすでに突入した。海外から技能実習生を受け入れているという事実は、誰もが知っているところである。コンビニエンスストアや飲食店で働く外国人労働者を見かける機会も増えた。

天理大学もまた、こうした時代の荒波を受けている大学の一つである。2024 年 4 月、天理大学宗教学科に入学した新 1 年次生は 9 名であった。2002 年 4 月、筆者が同じく宗教学科に入学した際、入学者数が約 90 名であったことを考えると驚くべき数字である。このように、変わりゆく時代の流れを私たちはどのように捉えていけばよいのだろうか。

世界をどう認識するか

私たちはグローバル化する世界と関わって世界に目を向ければ向けるほど、世界における変化のスピードに気づかされる。私たちが世界に関する情報を容易に得ることができるならば、世界の人々もまた私たちの情報を、これまで以上に得ることができるのである。そうであるならば、私たちはお互いのことをより良く知ることができるようになったのだろうか。

私たちは誰かの宗教や信仰を認識するとき、目に見えるものを通して認識する。ここで言う目に見えるもののなかには、実際に信仰する人々だけではなく、教義や聖典、儀礼などが含まれる。これらは、いわば外から見た宗教である。

一方で、これまで 2 回にわたって取り上げてきたウィルフレッド・C・スミスは、『世界神学をめざして』のなかで、宗教や信仰についての異なった見方を提示する。「その伝統が人々にとってのもつ意味」と彼が述べるように、内から見た宗教と言える。彼は、仏教を例に挙げながら以下のように述べている。

仏教徒の信仰を理解するには、「仏陀」と呼ばれる何かを見てはならない。むしろ可能な限り、仏教徒の目を通して世界を見なければならぬ。これをする能力は、仏教の教義、仏教の聖典、仏教芸術、仏教の儀礼、仏教の歴史、仏教徒の言語、その他に親しむことで高めることができよう。しかし、それは重要ではあっても、せいぜい第一歩に過ぎず、それで満足してはならない。

仏教徒の信仰は仏教的伝統の資料のなかにあるのではない。⁽¹⁾

過去、現在、そして未来という言葉で時間について語るとき、いまを生きる私たちは時間の流れの最前線にいる。刻々と変化する時間の流れのなかで、これまで仏教に関して、その開祖であるブッダをはじめ、経典や美術を通して仏教という宗教の一端を理解しようとしてきた。それらは、いまを生きる私たちに影響を与える一方で、あくまで過去に作成されたものである。

仏教的伝統が人々にとってのもつ意味

したがって、仏教という宗教をよりリアルに、より生き生きとした仕方理解するには、仏教徒の目を通して見える世界から理解する必要がある。

仏教徒の信仰は、仏教徒の伝統の資料の中にあるのではない。それは人間の心の中にあり、その伝統が人々にとってのもつ意味であり、その伝統の光の中で宇宙が彼らにとってのもつ意味なのである。⁽²⁾

こうしたスミスの宗教理解は、「宗教の内在的理解」と呼ばれる理解の仕方の一つである。言い方を少し変えるならば、仏教という宗教は、仏教徒にとって仏教という宗教がもつ意味や意義を指すということになるだろう。このように言われてしまうと、私たちは、国籍や言語が異なる人々が生きる世界において、仏教徒にとっての意味を理解することなど不可能だと思ってしまう。しかしながら、私たちもまた「進行中の人類史の多様なプロセスのなかにあるもの」⁽³⁾である。

スミスが挙げる月の例を見てみよう。自然科学の発展によって、私たちにもたらされる月の客観的知がある。一方で、それは古代バビロニアにおける月をはじめ、人間の生活や文化において占めてきた意味の知とは異なる位相にある。そのため、月に関する客観的知は人文科学においては低い。

コロナ禍で家族葬が増えたように、日本の葬送のあり方は大きく変わってきている。これは、こうした目に見える変化を下支える仏教徒にとっての仏教という宗教の意味が変わってきている変化の一端として捉えることもできよう。

各宗教の神学と世界神学の関係性

呼び方の違いこそあれ、各宗教伝統における「神学」という営みがある。例えばキリスト教の神学者トマス・アキナスが生み出したのは、キリスト教的な神学でもキリスト教的信仰の解釈でもなく、キリスト教的な見方の神学であり、信仰についてのキリスト教的解釈であった。彼は人間の信仰や神への信仰を考える神学を、13 世紀に生み出した。

スミスは、「○○神学」—キリスト教神学 (Christian Theology) やイスラーム神学 (Islamic Theology) —と、神学の前に形容詞を付けて呼び表わされるようになったのは 19 世紀後半以降であることを指摘する。各宗教の神学的営為は、自らの信仰にしたがって神学を構想してきた。しかし、それはあくまで「神学」であって、Christian や Islamic、また Tenrikyo という語を冠した神学ではなかった。

それぞれの宗教が独立して神学的営為を成している状況を言い換えるならば、各宗教伝統において積み重ねられている神学は、大きな「世界神学」として人類史に寄与している。もちろん、こうした意識で神学に携わっている者は少ないだろう。その一方で、グローバル時代において人類はさまざまな共通の諸課題に取り組んでいる。各宗教も共通の課題に対して、それぞれの視点で取り組んでいるとも言えるはずである。

私たちは絶えず変化する現在の状況に対応せざるをえない。スミスは、外からも内からも眺めるだけの批判的的自己意識をもつことの重要性を語っている。地に足を付けながらも、時代の荒波を乗り越えるだけの柔軟さを発揮することが、今こそ求められている。

[註]

(1) ウィルフレッド・C・スミス『世界神学をめざして—信仰と宗教学の対話』明石書店、2020 年、78 頁。

(2) 同上、78～79 頁。

(2) 同上、82 頁。

日本による植民地統治の原型：「新領土」台湾の統治

天理大学国際学部教授
山本 和行 Kazuyuki Yamamoto

前回の論考では植民地研究の知見に基づき、「日本による植民地統治のアウトライン」について触れ、「本連載ではこうした日本における近代国家形成にあって形作られてきた植民地統治の枠組み」を意識して日本占領期の香港のありようを見ていくと述べた。この点を踏まえ、ここからはまず、日本の「植民地統治の枠組み」がどのように形成されていったのかを概観する。

これも前回の論考で触れたことではあるが、「近代国家日本の形成過程」は、「連続する領土拡張のプロセスと並行して展開した」と言えるものの、「近代国家日本の形成過程」において、法制度上、本国に適用される憲法および諸法令の外に特定の地域を位置づけ、統治上に大きな権限を持つ統治機構としての「総督府」を設置することで本国とは切り離した統治＝「植民地」統治を実施した地域は、1895年に日清戦争勝利の結果として日本が獲得した台湾がはじめてであった。ところが、日本による台湾領有は、日本がいわゆる「近代化」に乗り出してから30年にも満たない時点で生じた出来事であり、いわば「近代化」の途上にあった日本において、この時期に植民地統治をおこなうということ自体がそもそも十分に想定されていたわけではなかった。したがって、当時の日本には明確な植民地統治像があったとは言えず、台湾統治が進むなかで徐々にその枠組みが形成されていくこととなった。

たとえば、台湾領有から半年以上が過ぎた1896年1月、外務次官で内閣管下の台湾事務局委員であった原敬は、当時の首相で台湾事務局総裁でもあった伊藤博文に宛てて「台湾問題二案」と題した意見書を提出している。⁽¹⁾このなかで原は、「台湾ニ関スル諸種ノ問題ヲ議スルニ先チ、第一ニ左ノ二案ヲ孰レニカ決定セザレンコトヲ希望ス」と述べて、以下の二案を提示している。

- 甲 台湾ヲ殖民地即チ「コロニー」ノ類ト看做スコト／
- 乙 台湾ハ内地ト多少制度ヲ異ニスルモ之ヲ殖民地ノ類トハ看做サルコト

台湾領有から一定の時間が経過したこの時期に、台湾を植民地とみなすかどうかについての意見が出されているということ自体、当時の政府において明確な植民地統治像が「不在」であったことを示している。あわせて、原はこの二案に補足する形で台湾総督の権限と台湾の将来像について触れ、「甲案」については、「台湾総督ニ充分ノ職権ヲ授ケ、而シテ台湾ヲシテ成ルベク自治ノ域ニ達セシムル」とし、「乙案」については、「台湾総督ニハ相当ノ職権ヲ授クベシト雖ドモ、台湾ノ制度ハ成ルベク内地ニ近カラシメ遂ニ内地ト区別ナキニ至ラシムル」と述べている。

これを踏まえて、原は「本員ノ所見ヲ以テスレバ無論ニ乙案ヲ可トス」と、台湾を「殖民地ノ類トハ看做サル」案を支持している。したがって、本国において施行されている諸法令を将来的には台湾にもおおよすことを法律に定め、また、台湾総督の権限については「一時ノ便宜ヲ図リ台湾総督ニ与フルニ文武諸般ノ職権ヲ以テスルガ如キコトアラバ、国家遂ニ其弊ニ耐ヘザルニ至ルベシ」という警戒感を示し、行政上の責任者という枠にとどめることを提案している。

ただ、この提案と同時並行で進んでいた台湾統治をめぐる法制度の整備は、この原が示した方向性とは異なる形で進められた。1896年3月、政府から衆議院に提出された「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律案」は、以下のとおり、台湾総督に立法に関わる権限を与えている。

第一条 台湾総督ハ其ノ管轄区域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ発スルコトヲ得

この条文を含む法律案は、1890年に施行されたばかりの大日本帝国憲法との整合性を中心に、議会で議論百出することとなった。そのこと自体、政府・議会ともに、台湾を法制度上どのように位置づけるのかということについて定見があったわけではないことを示している。衆議院での議論の末、この法案は最終的には3年間の時限立法として可決され、貴族院の通過も経て、「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」として成立した。通称「六三法」と呼ばれることになるこの法律をめぐる議論の詳細には立ち入らないが、この六三法について、先行研究の指摘するところとして駒込武は、「台湾総督に法律の効力を持つ命令（「^{りつれい}律令」と称された）を制定する権利を与え、台湾を法制度上の異域として位置づけるものだった（…）これにより、行政府の長である総督が立法権をあわせもち、しかも、立法過程に民意を反映させる回路を遮断した独裁的な統治体制が、法制的にも追認されることになった⁽²⁾」と述べている。この指摘を踏まえれば、六三法は先に挙げた「台湾問題二案」の「甲案」について原が補足していた「台湾総督ニ充分ノ職権ヲ授ケ、而シテ台湾ヲシテ成ルベク自治ノ域ニ達セシムル」という方向性に近いもの、いわば台湾を「殖民地」として位置づけることを主眼に置くものであったことが理解されよう。

この六三法の制定をもって、法制度上、台湾は本国とは切り離して個別に統治される方針が定められたと言えるが、六三法が時限立法だったこともあり、帝国議会では3年ごとの延長の機会を捉えて法律の妥当性がくりかえし議論されることとなった。しかも、議論がくりかえされるなかであって、政府は台湾を植民地とみなすかどうかということについてははっきりとした姿勢を打ち出すことはなく、台湾の位置づけは曖昧なままに推移していった。つまり、日本の植民地統治の枠組みは六三法制定以後も引き続き、多様な議論の展開を傍らに置きつつ、明確な方向性のないままに進む台湾統治のありようを既成事実として取り込みながら形成されていくことになる。そうした既成事実の積み重ねのうえに、台湾を植民地として統治することが明言されるようになるのは、台湾領有からおおむね10年が経過した1905年ごろのことである。

[註]

- (1) 伊藤博文編『台湾資料』（『秘書類纂』第18巻）、秘書類纂刊行会、1936年、33～35頁。
- (2) 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』、岩波書店、1996年、33頁。

第2次トランプ政権始動

天理教ニューヨークセンター所長
福井 陽一 Yoichi Fukui

大寒波の1月20日、第47代アメリカ大統領にドナルド・トランプが就任した。「米国の黄金時代は今始まる」とアメリカ第一主義を強調し、就任当日からたくさんの大統領令に署名、国内外から大きな反響が出ている。ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルとパレスチナの紛争を終結させるウルトラCの手腕をみせる天才型大統領なのか、あるいはまた、他人の意見は一切聞かずに独走する独裁者なのか、誰にも読めず、目が離せないところだ。ニューヨークに住んでいる日本人としては、日米関係が堅固であることが最も気になる点だが、これから何が起こるのか先が見えない状況だ。ただ、周囲にはトランプ大統領を応援する人も現れてきている。「神によって救われた」という昨年7月のペンシルベニアでの銃撃事件から風向きが大きく変わったように感じる。前例のない速さで仕事を進めているトランプ新政権によって、ニューヨーク市内の様子も急速に変わりつつある。

不法移民強制送還

トランプ政権が最初に打ち出した不法移民の国外強制送還が、早速全米各地で始まった。アメリカ国内には約1,400万人の不法移民が滞在しており、その内の約6割が不法滞在で摘発の対象になっていると言われている。逮捕者は最初の5日間で6,000人を超えているようだ。

ニューヨーク市ブロンクス区では、誘拐、暴行、窃盗容疑の不法移民者が逮捕された。摘発したのは米移民税関捜査局(ICE)とニューヨーク市警察(NYPD)。ニュージャージー州やイリノイ州のシカゴでも大量の摘発が始まっていて、1950年代初めに冷戦期のアメリカで言論人や学者などが親共産主義者として告発された「レッドパージ(赤狩り)」の再来を思い起こさせる。移民が多いアメリカ社会に不安が高まっている。在留邦人の中にも学生ビザが切れてそのまま滞在してしまっている人も中にはいるのではないだろうか。

ブルーステートと呼ばれる民主党勢力の多くは聖域州と呼ばれているが、今回の強制送還や取り締まりは、その中の聖域都市が特にターゲットとなっているようだ。聖域州・都市とは、不法移民に寛容・歓迎な政策をとっている州や都市を指し、ニューヨーク州やイリノイ州、カリフォルニア州など11州が「聖域州」、市や町レベルでは約600都市が「聖域都市」を宣言している。今回全米最大の聖域都市とされるニューヨーク市のアダムス市長(民主党)は「この街は移民の街で、この国は移民の国だ。移民の人々の不安をやわらげたい」と述べているが、今回ニューヨーク市内でも摘発があったことが、ニューヨーカーに大きな衝撃を与えている。

その一方で、バイデン前政権下で急増した不法移民による犯罪に対する不安も高まってきている。先日、ニュー

ヨーク市内を通る地下鉄の電車内で居眠りをしていた女性に火をつけて殺害するという不法移民の凶悪事件が発生し、市民に衝撃が広がった。犯罪ばかり犯している不法移民たちの強制送還を歓迎する声も高まっている。トランプ政権が発足してまだ間もないが、最近では、地下鉄構内や路上で寝ていたり、車両の中でよく見るホームレスも急に減少しているように感じる。以前のような安全で治安の良いニューヨークに戻れることを切に願っている。

機密解除令

ジョン・F・ケネディ暗殺から60年以上、キング牧師とロバート・ケネディ暗殺から50年以上も真相が隠蔽されてきたが、トランプ大統領はついに機密解除の大統領令を発令した。はたして、各省庁が大統領の命令に従うかどうかは鍵となるが、このような機密情報の公開指示などは国民の誰もが望んでいることであり、この先どのように動くか非常に関心のあることだ。「政府とは国民のもの。一部の官僚の所有物ではない。国家の情報は国民のもの。国民が透明性と真実を知る権利がある。」と主張するトランプ大統領は、マスコミから目の敵にされているが、アメリカ国民ファーストを貫き通すところは頼もしく感じている。政府とは一体何なのか。この考えが第2次トランプ政権の特徴であり理念であると思う。

ハワイ州議会議長

1月15日、ハワイ州議会が2025年会期を開始した。今回、与党の院内総務に任命された中村ナディーンさん(ようぼく)が下院議長を務めた。ハワイ州議会において初めての女性議長でもあり歴史的なスタートとなった。ナディーンさんは、昨年6月にアメリカ伝道庁が主催した「SoulFire天理教フェイスカンファレンス」で基調講演を行なったこともあり、アメリカの教友の中でも馴染みの深い人である。

アメリカの議会では、議事開始にあたって、通常Chaplain(聖職者)が演壇で宗教上の説教を行う。普通はキリスト教の牧師や神父が行うのだが、今回は聖職者を代表して岩田タッド天理教ホノルル港教会長が天理教の教えに基づいた説教を行って議事が始められた。この様子はライブで全国に放映され、ハワイの教友はもとより、アメリカ在住の教友たちが喜びを共にした。彼らのますますの活躍と成功を祈っている。



岩田タッドさん(左)と中村ナディーンさん
州議会を終えて

第6講：144「天に届く理」

おやさと研究所講師
中西 光一 Mitsukazu Nakanishi

本講座では、まず「天に届く理」を拝読し、「御苦労」の背景とその意義を確認した。次に、鴻田忠三郎（以下、忠三郎と略す）の生い立ちと入信のきっかけを概観し、最後に「天」と「理」の関係と本逸話の要点について考察した。

144 話「天に届く理」

教祖は、明治十七年三月二十四日（陰暦二月二十七日）から四月五日（陰暦三月十日）まで奈良監獄署へ御苦労下された。鴻田忠三郎も十日間入牢拘禁された。その間、忠三郎は、獄吏から便所掃除を命ぜられた。忠三郎が掃除を終えて、教祖の御前にもどると、教祖は、

「鴻田はん、こんな所へ連れて来て、便所のようなむさい所の掃除をさされて、あんたは、どう思うたかえ。」

と、お尋ね下されたので、「何をさせて頂いても、神様の御用向きを勤めさせて頂くとすれば、実に結構でございます。」と申し上げると、教祖の仰せ下さるには、

「そうそう、どんな辛い事や嫌な事でも、結構と思うてすれば、天に届く理、神様受け取り下さる理は、結構に変えて下さる。なれども、えらい仕事、しんどい仕事を何んぼしても、ああ辛いなあ、ああ嫌やなあ、と、不足々々では、天に届く理は不足になるのやで。」

と、お諭し下された。

「御苦労」の背景とその意義

本逸話では、「御苦労」という言葉が登場する。天理教における御苦労という言葉は、一般的に用いられる意味、すなわち「精神的・肉体的に力を尽くし、苦しい思いをすること」とは異なる。この言葉は、教祖が警察や監獄に向かうことを指しており、布教活動としての意義があった。この言葉は教祖にのみ使われるものであり、忠三郎をはじめとする他の信者が警察や監獄に行った場合は、「召喚」や「留置」、「拘禁」などの言葉が用いられ、教祖の御苦労とは区別されている。教祖の御苦労は、明治7年12月から明治19年2月までの12年間に17～18回あり、とりわけ明治14年から18年の頃は、官憲による取り締まりが厳しい時代であった。

鴻田忠三郎の生涯と信仰の始まり

忠三郎は、文政11年に河内国丹南郡向野村で生まれ、5歳で大和国檜垣村の鴻田家に養子入りした。安政6年、忠三郎は32歳で守屋筑前守の姪、八重子と結婚した。しかし、三男を出産後、八重子はまもなくして死去したため、忠三郎は同じ村の杉田甚三郎の娘、さきと再婚し、6人の子供をもうけた。彼は農業に励む中で、村の年寄や庄屋、学務委員などを務め、農業への熱心さが評価され、大阪府から農事通信委員に任命された。

忠三郎の入信のきっかけは、明治14年、二女・りきの眼病をおたすけいただいたことであった。この奇跡に感銘を受けた忠三郎は信仰を決心し、新湊布教の第一歩を踏み出した。忠三郎は、仕事の合間を縫って「にをいがけ」やおたすけに励んだ。明治15年、忠三郎は布教に専念するため、辞職願を提出し、道一条となった。その後、中山家の後見役を任され、おやしきに詰めることになる。しかし、厳しい取り締まりの渦中において、明治17年3月23日、2人の巡査がおやしきを訪れ、教

祖の居間の次の間には忠三郎がいたため、翌日、忠三郎は教祖と一緒に丹波市分署に同行させられた。その時、教祖は12日間、忠三郎は10日間の拘留を命じられた。本逸話は、この拘留期間中の出来事である。

「天」と「理」の関係と本逸話の要点

次に、本逸話で教祖が忠三郎に言った「天に届く理」の「天」と「理」の関係について考察した。天理教の三原典である「みかぐらうた」、「おふでさき」、「おさしづ」にはさまざまな「天」の用例が見られるが、天理教の「天理」という視点から「天」を考えると、それは単なる天空の意味を超えて、天の理（ことわり）や道筋、道理を意味する。これは「親神天理王命の教え」を指し、その教えを実践し、実感を得るためには、親神と人間の関係を深く思案することが不可欠である。この観点に立つと、「天」は「親神」を、「理」は「人間」を象徴するものと考えられる。

続いて、「理」に関してはさまざまな意味が含まれているが、本講座では特に「心の理」に焦点を当て、その重要性を指摘した。「心の理」とは、人間の心のあり方や使い方を示し、それによって親神の働きや現れる事象が変わる。親神の意に沿った心であれば、親神は結構なお働きをお見せくださるが、その意に沿わない心であれば、十分な守護や思召を得ることはできない。

この「心の理」に基づいて、天理教の究極の目的である「陽気ぐらし」が成し遂げられる。「陽気ぐらし」とは、親神の恵みに感謝し、人間が互いに尊重し、たすけ合いながら慎み深く生きることを意味するが、これは親神の意に沿った「心の理」によって達成されるものである。自分勝手な心では、「陽気ぐらし」は実現しない。また、この親神と人間の関係については、「親と子」という言葉で表現できる。親なる神、つまり親神にとって、子どもである人間が互いにたすけ合い、共に「陽気ぐらし」を楽しむ姿を望んでおられる。したがって、親神が人間をおつくりになり、その「親と子」の関係性を通じて「陽気ぐらし」を共に楽しもうという思召が理解できる。

最後に、本逸話を通して、忠三郎の「心の理」のあり方が親神の守護のありようを変えることが説かれている。忠三郎が親神の意に沿う心遣いを実践することで、親神からの結構な守護を受けることができる。一方で、否定的な心を持つと、それは「不足」となり、守護を得られない。さらに、この逸話から読み取れるもう一つの重要な点は、「神様の御用」に限らず、あらゆる場面で他者を思いやる心で生きることが大切だということである。その「心の理」もまた親神が受け取り、結構なお働きをお見せくださる。心の理は常に親神（天）と繋がっているからである。

[参考文献]

- 高野友治『先人素描』天理教道友社、1979年。
天理教教会本部編『稿本天理教教祖傳』天理教道友社、1998年（第27版）。
天理大学おやさと研究所編『天理教事典 第三版』天理大学出版部、2018年。
中山正善『ひとことはなし 改訂版』天理教道友社、1946年。

第 374 回研究報告会（2025 年 1 月 20 日）

「博物館の脱植民地化をめぐる：収集という過去にいかに向き合うか」

土井 冬樹（天理大学国際学部講師）

人類学系の博物館は、さまざまな地域の民族集団からモノを収集し保管してきたが、その収集に植民地主義的な権力が関わっていたことが指摘されてきている。そのことを問題として取り上げ、権力の不均衡や過去の不正義を認め、そこから脱却しようとするのが脱植民地化である。

ニュージーランドの先住民マオリは、1840 年以降イギリスに

よる植民地化を経験し、1970 年代から先住民運動を始め、権利の（再）獲得を目指してきた。その過程には、先祖の遺体や人骨、副葬品等の博物館による不当な収集について、返還を要求することも含まれている。博物館の脱植民地化の議論と実践は続けられ、近年は、返還だけでなく、博物館の収蔵物をソースコミュニティが利用する機会も作られるようになった。ニュージーランドでは、博物館とソースコミュニティの継続的なパートナーシップが重視されるようになっている。

本発表では、ニュージーランドの状況についてまとめた上で、植民地主義 / 帝国主義を採用していた日本において、現在博物館がどのような対応をしているのか、その課題について論じた。

2024 年度おやさと研究所 特別講座「教学と現代」

『天理教台湾伝道史』刊行記念 台湾伝道を振り返る

天理教の台湾伝道は 1896 年（明治 29）、古谷マツ姉の渡台から始まり、翌年には「おさしづ」を仰いで、山名分教会（当時）により海外初の教会である台中教会が設置されました。その後 1934 年（昭和 9）には台北市内に台湾伝道庁が設置され、昨年 2024 年（令和 6）11 月には創立 90 周年記念祭を行いました。

おやさと研究所ではこの度、『天理教台湾伝道史』の刊行を記念して、『天理教台湾伝道史』刊行記念台湾伝道を振り返る』を開催します。台湾伝道に関わる皆様、また広く海外伝道に関心をお持ちの皆様にはご参集を頂けましたら幸いです。※事前申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

日時：2025 年 3 月 27 日（木） 14:00~16:20

会場：天理大学研究棟 3 階第一会議室

プログラム

14:00-14:05	開催挨拶	井上昭洋 所長
14:05-14:15	①伝道史の編集の経緯	金子昭 研究員
14:15-14:30	②戦前の台湾伝道史	山西弘朗 香川大学 非常勤講師
14:30-14:45	③戦後の台湾伝道史	高佳芳 元海外部員
14:45-15:00	④天理教婦人会の伝道	堀内みどり 主任
15:00-15:15	⑤台湾伝道史の一齣	中西牛郎と高見庄蔵 佐藤浩司 元研究員
15:15-15:25	休憩（10 分）	
15:25-16:10	質疑応答	全員
16:10-16:20	総括と挨拶	三濱善朗 本部員
16:20	閉会	

〔共催〕天理総合人間学研究室、天理ジェンダー・女性学研究室、伝道史料室（第 9 回伝道フォーラム）

グローバル天理

第 26 巻 第 3 号（通巻 303 号）

2025 年（令和 7 年）3 月 1 日発行

© Oyasato Institute for the Study of Religion
Tenri University

発行者 井上昭洋

編集発行 天理大学 おやさと研究所

〒 632-8510 奈良県天理市杣之内町 1050

TEL 0743-63-9080

FAX 0743-63-7255

URL <https://www.tenri-u.ac.jp/oyaken/index.html>E-mail oyaken@sta.tenri-u.ac.jp

おやさと研究所（HP）



印刷 天理時報社

Printed in Japan